

行橋市電気自動車用充電設備導入業務公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、行橋市電気自動車充電設備を導入するに当たり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の名称

行橋市電気自動車用充電設備導入業務

2. 業務目的及び内容

別添の行橋市電気自動車用充電設備導入業務仕様書のとおりとする。

3. 業務期間

優先交渉権者選定後、別途市と締結する協定において、最終決定する。

ただし、令和8年3月31日までに充電設備の設置を完了するとともに、充電設備の設置が完了した日から速やかに事業開始すること。

4. プロポーザル提案上限額

0円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案書を提出する際は、上限額を越えないこと。

5. 選定方法

公募型プロポーザル

6. プロポーザル参加応募資格

- (1) プロポーザル参加の応募に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月行橋市告示第43号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間にないこと。
- (3) 入札期日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を振り出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定後は、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登録者を除く。）。

- (5) 日本国内に営業所を有し、緊急時及び平時を問わず、迅速に対応できる法人であること。
- (6) 本業務に関する十分な実績及び能力を有していること。

7. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルにおける実施スケジュールは、以下の通りとする。ただし、スケジュールは予定であり、変更する場合がある。その場合は、事前に連絡を行う。

5月 7日(水)	公募の開始及び参加申込み並びに質問受付開始
5月14日(水)	質問受付締切り
5月19日(月)	質問及び回答の公開
5月23日(金)	参加申込み締切り及び一次審査資料提出締切り
5月27日(火)	一次審査結果通知
6月 3日(火)	二次審査資料提出締切り
6月 6日(金)	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)(※予定)
6月10日(火)	審査結果の通知及び公表(※予定)
6月11日(水)	契約交渉開始(※予定)

※各実施日は、審査委員会の判断により適宜調整することがある。

※書類受付は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く。)の9時から17時までとする。

※二次審査はオンラインでの実施も可能とする。

8. 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

本提案への参加を希望する者は、以下の要領により、参加申込書等提出すること。提出期限までに参加申込書等の提出がない者からの提案は、受け付けない。

(1) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

ア 持参又は郵送の場合 10部を持参し、又は郵送するものとする。

※一式を製本し、1部のみに社名等の記載及び押印を行い、残り9部については、審査の際に提出者が特定できない状態(黒塗り等)で提出するものとする。

イ 電子メールの場合 社名等が記載及び押印されたデータ(正本)及び審査の際に提出者が特定できない状態(黒塗り等)のデータ(副本)を提出するものとする。

(2) 提出先

ア 持参、郵送の場合

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所総務部財政課管財係

※封筒に「プロポーザル提出書類在中」と朱書きすること。

イ 電子メールの場合

E-mail : zaisei@city.yukuhashi.lg.jp

(3) 提出書類

次のとおりとする。留意事項については、10を参照すること。

	提出書類	サイズ等	枚数制限等
一次審査	① 参加申込書（様式第1号） ② 会社概要（様式第2号） ③ 電気自動車用充電設備導入業務実績調書（様式第3号） ④ 業務内容に関する提案についての概要書（様式は任意とする。以下「概要書」という。）	A4	④のみ1枚以内
二次審査	① 業務内容に関する提案書（概要書に基づく提案の詳細（様式は任意とする。以下「提案書」という。） 提案書の構成については「11. 提案書を特定するための評価基準」に準じて作成すること。 ② 提案見積書（様式第4号）	A4	両面15枚以内 （ただし、②を除く。）

(4) 提出期限

一次：令和7年5月23日（金）17時（必着）

二次：令和7年6月3日（火）17時（必着）

9. 質問の受付及び回答

(1) 市への質問及び回答

質問は、文書（書式自由。ただし、規格はA4判とする。）により提出すること。提出は、持参、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。ただし電話やFAXによる質問は受けない。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、担当者氏名、電話及びFAX番号並びに電子メールアドレスを併記するものとする。

(2) 質問の受付期間及び受付時間

【受付期間】令和7年5月7日（水）から令和7年5月14日（水）

【受付時間】9時から17時まで

(3) 質問の担当課

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所総務部財政課管財係 廣津・松本

E-mail : zaisei@city.yukuhashi.lg.jp

(4) 回答の期限及び方法

【期限】令和7年5月19日（月）17時まで

【方法】電子メール又は閲覧

(5) 閲覧の受付担当課

(3)に同じ。

(6) 閲覧の受付期間及び時間

【受付期間】回答の翌日から令和7年5月23日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

【受付時間】9時から17時まで

10. 提案書等に係る留意事項

- (1) 概要書及び提案書の内容は、当該業務の「11.提案書を特定するための評価基準」の6項目の評価項目に照らし、極力簡潔なものとする。
- (2) 概要書及び提案書の内容は、別添の「行橋市電気自動車用充電設備業務仕様書」に掲げる全ての要件を満たすこと。
- (3) 概要書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された提案書は、情報公開請求その他の方法による提出者以外からの閲覧及び交付の求めには応じない（ただし、提出者が特に同意する場合は除く。）。また、特定された提案書を公開する場合においては、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- (7) 特定された提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。
- (8) 概要書及び提案書の様式は自由とする。ただし、概要書又は提案書に記載する表題等が評価項目と極力乖離しないように留意すること。
- (9) 提案見積書の行橋市電気自動車用充電設備導入経費は、提案上限額（0円）を超えてはならない。行橋市電気自動車用充電設備運用経費については詳細を別紙に記載するものとし、年度によって金額が異なる場合は詳細を記載すること。
- (10) 提案書内の独自提案において今回の提案見積書に含まれていない提案については、追加費用が発生することがわかるよう表記すること。
- (11) 書類の作成に用いる言語は日本語（フォントは自由とする。ただし、フォントサイズは、10ポイント以上であること。）とし、通貨は円とし、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1 1. 提案書を特定するための評価基準

(1) 一次審査（配点 100 点）

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価得点
事業主体	実績・経験	・本事業と同種又は類似事業（自治体への導入事例等）の実績はあるか。 ・会社の規模、組織体制	50
事業計画	事業スキーム	・仕様書に基づき、実現可能な実施方法等が示されているか。	50
合 計			100

(2) 二次審査（配点 600 点）

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価得点
事業内容	事業スケジュール	・事業の実現可能性があるスケジュールとなっているか。	20×6人
	設備の仕様等	・設置予定の EV 充電設備等の仕様は適正か。 ・充電に係る電気代相当額の還元額、還元方法は適正か。	
利用料金等	利用料金	・利用者の利用料金は明快で適切なものか。	40×6人
	利用方法	・利用者にわかりやすい利用方法（操作性等）か。 ・決済方法が複数設定されているなど、利便性の高いシステムが構築されているか。	
実施体制	維持管理	・維持管理の方法は具体的で、市に負担のない維持管理の方法になっているか。 ・運用経費は適切な金額になっているか。 ・事業期間終了時の充電設備の取り扱いが市に負担を与えないか。	30×6人

	事業の継続性	・財政状況、資金調達に問題がなく、事業継続性が保証できる提案があるか。	
	問合せ、トラブル対応	・市や利用者からの問い合わせや苦情に対して迅速かつ円滑に対応することができる体制が整っているか。 ・苦情や事故発生時の対応について市に過度の負担を与えないものになっているか。	
独自提案	独自提案	・仕様書によるもののほか、本市にとって有益な提案があるか。	10×6人
合 計			600

12. 審査及び契約について

- (1) 行橋市電気自動車用充電設備挿入業務に係るプロポーザル審査委員会が評価項目ごとに審査し、優先交渉権者及び次点者を特定する。ただし、同点が2者以上になった場合は、利用料金等と実施体制の点数の合計が高い方を優先交渉権者として特定する。点数が同点の場合は利用料金等の点数が高い方を優先交渉権者として特定する。次点者についても同様とする。
- (2) 審査は、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）により行い、700点満点とした上で、合計点数が最も高い提案者を特定する方式とする。
- (3) 一次審査は概要書等の提出事業者が4者以上の場合について行い、点数の高い順位に3者選定する。
- (4) 次のいずれかに該当することにより、優先交渉権者と協定が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行う。
 - ① 審査後において、優先交渉権者が提案書提出者の要件を満たすことができなくなったとき。
 - ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
 - ③ 優先交渉権者が協定の締結を辞退したとき。
 - ④ その他の理由により優先交渉権者と協定の締結が不可能になったとき。
- (5) 契約交渉ができる基準は、原則として一次審査及び二次審査の配点合計が420点以上とし、この基準を超えない場合には、契約交渉を行わないこととする。

13. その他の留意事項

- (1) 提出物の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 概要書又は提案書の提出を辞退したものは、これを理由として、以後の選定等について不利益な取扱いを受けない。
- (3) 概要書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、当該書面を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 審査により特定されなかった者が提出した提案書は、返却する。
- (5) 概要書又は提案書の提出後においては、原則として当該概要書又は提案書に記載された内容の変更は認めない。また、「業務実施体制」に記載した担当者（部署）等は、変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の従事者であることについて、本市の了承を得なければならない。
- (6) 提案内容を適切に反映した特記仕様書を作成するため、提案書の特定後において、業務の具体的な実施方法に関し提案を求めることがある。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出された書面に虚偽の記載があった場合。
 - ② 不正又は公平さを欠く行為等があったと認められた場合。
 - ③ 参加申込みの要件を満たすことができなくなったとき。
 - ④ 見積額が0円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合。

14. 連絡・照会先

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所総務部財政課管財係 廣津・松本

TEL 0930-25-1111 FAX 0930-25-0299

E-mail : zaisei@city.yukuhashi.lg.jp